

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(3) 子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-①
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	275,086	311,425	302,454	284,891	258,299
	補正予算(千円)	△746	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	274,340 <274,340>	311,425 <311,425>	302,454 <302,454>		
執行額(千円)		240,723	311,425	233,337		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(5)食育に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		③ 総合 実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-②
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	40,800	37,716	41,781	38,264	-
	補正予算(千円)	△57	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	40,743 <40,743>	37,716 <37,716>	41,781 <41,781>		
執行額(千円)		40,743	37,364	39,713		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(7) 高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		③ 総合 実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-③
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	46,260	42,989	42,087	57,609	37,093
	補正予算(千円)	△144	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	46,116 <46,116>	42,989 <42,989>	42,087 <42,087>		
執行額(千円)		39,650	39,656	39,767		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(8) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-④
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	6,385	5,174	4,979	4,641	4,640
	補正予算(千円)	△57	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	6,328 <6,328>	5,174 <5,174>	4,979 <4,979>		
執行額(千円)		2,644	2,774	2,968		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(10)障害者施策に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		③ 総合 実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑤
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	47,066	92,639	98,934	97,223	98,111
	補正予算(千円)	0	0	0	0	
	繰越し等(千円)	0	0	0		
	計(千円)	47,066 <47,066>	92,639 <92,639>	98,934 <98,934>		
執行額(千円)		37,962	72,396	82,537		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(12)交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		総合 事業 実績 事業	政策目標の達成度合い	進展が大きくない	番号	11-⑥
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	154,068	143,560	126,631	116,300	10,877
	補正予算(千円)	△65	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	154,003 <154,003>	143,560 <143,560>	126,631 <126,631>		
執行額(千円)		109,307	106,292	110,165		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(14) 犯罪被害者等施策に関する広報啓発・連携促進等)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑦
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	62,960	57,118	52,631	44,344	41,940
	補正予算(千円)	△20	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	62,940 <62,940>	57,118 <57,118>	52,631 <52,631>		
執行額(千円)		36,561	26,456	27,114		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(16)自殺対策に関する広報啓発、調査研究等)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑧
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	211,067	204,816	185,379	152,185	2,636,215
	補正予算(千円)	3,019,601	1,630,000	2,500,000	-	
	繰越し等(千円)	-	-	△2,493,485		
	計(千円)	3,230,668 <3,230,668>	1,834,816 <1,834,816>	191,894 <191,894>		
執行額(千円)		3,139,795	1,766,115	147,325		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(18)子どもの貧困対策に関する調査研究等)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑨
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	-	-	15,602	108,003	288,210
	補正予算(千円)	-	-	26,519		
	繰越し等(千円)	-	-	△26,519		
	計(千円)	0 <0>	0 <0>	15,602 <15,602>		
執行額(千円)		-	-	4,817		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(19)アルコール健康障害対策の推進施策)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑩
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算（千円）	-	-	7,412	10,802	18,828
	補正予算（千円）	-	-	0	0	
	繰越し等（千円）	-	-	0		
	計（千円）	0 <0>	0 <0>	7,412 <7,412>		
執行額（千円）		-	-	7,412		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		共生社会実現のための施策の推進 (うち施策(20)青年国際交流の推進)				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い		番号	11-⑪
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算(千円)	1,312,241	1,051,510	1,173,899	1,351,391	1,476,443
	補正予算(千円)	-	-	-	-	
	繰越し等(千円)	-	-	-		
	計(千円)	1,312,241 <1,312,241>	1,051,510 <1,051,510>	1,173,899 <1,173,899>		
執行額(千円)		1,312,241	1,051,510	1,173,899		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	共生社会実現のための施策の推進					番号	11	(千円)	
	予 算 科 目							予算額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	13	1	一般	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策費の企画立案等に必要な経費	2,265,653	4,870,656	
	小計						2,265,653	4,870,656	
合計						2,265,653	4,870,656		
						の内数	の内数		
						の内数	の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	共生社会実現のための施策の推進				番号	11	(千円)
事務事業名	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
		27年度当初予算額	28年度概算要求額	増△減額			
該当なし							
合計							

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-48(政策13-施策②))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)					
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。					
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を着実に整備する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	—	—	—	—
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標		基準値	実績値				目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度
インターネット環境整備法に基づく基本計画のフォローアップ項目の改善		—	—	—	—	青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	達成
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	基本計画の進捗状況を検証し、全てのフォローアップ項目(5項目)の改善	

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 平成26年度における施策の進捗状況について、平成27年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第28回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめ、基本計画に基づき施策を着実に推進と判断。 平成26年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成26年11月に実施し、平成27年2月に開催された第27回検討会に速報版として報告。以上から、目標達成と判断した。
評価結果	施策の分析	【有効性、効率性】 基本計画に基づく施策事業に係る取組については、フォローアップを実施し「基本計画(第2次)に基づき施策を着実に推進」と評価されるなど、教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の全5項目にわたり着実に進展と評価されている。青少年のインターネットの利用環境実態調査により携帯電話のフィルタリング等の利用率等の基礎的データを継続的に把握して有識者による検討会に報告するとともに関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組を促進していることなどから、有効的である。昨年に引き続き26年度においては、全国6か所で、国・地方公共団体・民間企業が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」の開催を行った他、関係省庁と連名で、保護者向け普及啓発リーフレットを作成・公表した。 【課題、改善点等】 近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある。青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討すべきものと認識。 有識者による青少年のインターネット環境の整備に関する検討会(平成20年9月12日内閣府特命大臣決定)において、基本計画等の見直しに向けた検討を進めているところ、平成26年度には、計6回開催。第22回(H26.4.24)、第23回(H25.5.22)、第24回(H26.6.26)、第25回(H26.10.2)、第26回(H26.12.16)、第27回(H27.2.18)。 検討会の議論において今後、取り組むべき課題として ・機器・接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化 ・保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化 ・先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築が挙げられたところ、これらの点を踏まえ、関係省庁や地方公共団体等に対して、 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進 ・青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等 ・青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援 ・その他の施策・推進体制等 の取組についての提言を行い、報告書として取りまとめた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 上記の検討会の指摘を踏まえ、他省庁、地方公共団体、民間団体等に対して関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等利用して取組を促進していくとともに、内閣府としても青少年が安全、安心にインターネットを利用できる環境を整備するという目標に向けて、「普及啓発資料の作成・公表」「青少年インターネット利用環境実態調査」及び「地方連携フォーラムの開催」等の施策を行い関係する省庁と連携を図りながら対策を推進する。 【測定指標】 青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。このため新たに策定される青少年インターネット環境整備基本計画(第3次:平成27年7月30日決定)に盛り込まれた施策の進捗状況を測定指標とすることとした。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会(青少年のインターネット環境整備等に関する検討会)において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告を実施。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h26/net-jittai/pdf/kekka_g1.pdf 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html#jokyo
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当) 村田達哉	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------------	--------	---------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-49(政策13-施策③))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策の総合的推進(少子化社会対策大綱)					
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(平成22年1月29日閣議決定)等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。					
達成すべき目標	大綱においては、平成26年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	—	—	—	/
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(百万円)	—	—	—	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の検証	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度もしくは直近のデータ	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度もしくは直近のデータ	未達成
	施策の進捗状況の検証	—	—	—	—	—	33項目について、大綱策定時よりも改善	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	施策の進捗状況の検証35項目中すべての項目において改善	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 大綱(平成22年1月29日閣議決定)で、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「不妊専門相談センター」、「平日昼間の保育サービス」などの各項目の施策に関する数値目標が定められており、これらの35項目のうち、33項目について、大綱策定時点よりも改善が見られており、相当程度進展ありと判断した。(※大綱の実施状況等については、別添参照。)

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 少子化社会対策基本法に基づいた「少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)のとりまとめ」は、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況について報告を行っており、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認・施策を促進することができた。大綱には、5年間で進めていく少子化社会対策が個別・具体的に定められており、大綱に基づき施策を推進していくことは、総合的かつ長期的な観点から取組を進めていく上で、有効かつ効率的であると言える。</p> <p>(課題等) 「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」において、「男性の家事・育児参加の意義と必要性」について、教育や情報提供が十分なされているかをみると、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも『十分』が『不十分』を下回っており、『十分』は1割前後で、『不十分』が半数前後であった。また、独身者のうち結婚を希望する者を対象に、結婚の希望がかないやすくなると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「自分もしくはパートナーの雇用機会や収入が安定すること」についてみたところ、『結婚の希望がかないやすくなると思う』が66.6%と2/3を占めており、『結婚の希望がかないやすくなると思わない』の7.3%よりも高くなっている。また、子供を持つことへの不安を感じている者を対象に、安心して希望どおり子供を持てるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「ご自身もしくはパートナーの勤務先の長時間勤務の削減など働き方が見直される」についてみると、『安心して希望どおり子供を持てるようになると思う』が、独身、既婚(子供なし)、既婚(末子が7歳未満)のいずれも6割前後であった。また、子育てへの不安感を感じている者を対象に、安心した子育てができるようになると思う支援・環境について尋ねたもののうち、「パートナーの協力・理解が得られる」についてみると、『安心した子育てができるようになると思う』は77.8%であった。以上のことから、男性の家事・育児参加に向けた取組が必要であること、結婚希望がかなうためには雇用機会や収入が安定すること、安心して子供を持てるようになるには勤務先の長時間労働削減など働き方が見直されること、安心した子育てのためにはパートナーの協力・理解が得られること、といったことが課題である。</p> <p>大綱で定められた各項目の施策に関する数値目標で、35項目のうち33項目については、大綱策定時より改善したところであるが、中でも、「新生児集中治療管理室(NICU)病床数」、「社会的養護の充実についての小規模グループケア」、「商店街の空き店舗の活用による子育て支援」などの項目については、大綱策定時からの改善はもとより、設定された数値目標を達成したところである。なお、「延長保育等」と「休日保育」の項目については、大綱策定時よりも現状が下回ったところであるが、待機児童の解消を目指すものとして、関係省庁においても重要であるとされており、引き続き連携して取組を進める必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 少子化社会対策を推進するに当たっては、大綱に盛り込まれた施策を着実に推進していくことが必要である。中でも重点課題となっている「子育て支援施策を一層充実」ため、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を行うこと、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」のため、経済的基盤の安定を図り、結婚に対する取組支援を行うこと、「多子世帯への一層の配慮」のため、子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減に取り組むこと、「男女の働き方改革」のため、男性の意識・行動改革に取り組むこと、「地域の実情に即した取組強化」のため、地域の強みを活かした取組支援を行うこと、などを推進していく。 ・大綱に盛り込まれた施策の進捗状況について、引き続き確認し、施策の取組を強化していく。</p> <p>(総合評価への移行) 子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年度に実施した「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)、「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	21.2床	26.3床 (H23年)	25~30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	62都道府県市 (H26年度)	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)			
認可保育所等	215万人 (H21年度見込み)	234万人(実績) (H26.4.1(認可保育所定員数))	241万人(注2)
(3歳未満児)	(75万人)	(86万人)(実績) (H26.4.1 (認可保育所利用児童数))	(102万人)
家庭的保育(内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	0.7万人 (H24年度交付決定ベース)	1.9万人(注2)
延長等の保育サービス (注1)			
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	75万人 (H24年度)	96万人
夜間保育(内数)	77か所	85か所 (H26.4.1)	280か所
トワイライトステイ(内数)	304か所	364か所 (H25年度末)	410か所
その他の保育サービス (注1)			
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	3.3万人 (H25年度交付決定ベース)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ52万人 (H25年度交付決定ベース)	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	1,359箇所 (H26.4.1)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン			「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ(注1)	81万人 (H21.5)	93.6万人 (H26.5現在)	111万人(注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	11,991箇所 (H26.12)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の 小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要も含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1~3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342 (※全国の小児救急医療圏364 (H20.9.1現在))	352 (H25.4.1)	全小児救急医療圏 (※全国の小児救急医療圏358 (H25.4.1現在))
ひとり親家庭への支援			
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	93.3% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業 ※H26年度から「高等職業訓練促進給付金等事業」	74.3%	92.8% (H25年度)	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実			
里親の拡充			
里親等委託率	10.4%	15.6% (H25年度末)	16%
専門里親登録者数	495世帯	652世帯 (H25年度末)	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	7,489世帯 (H25年度末)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業（ファミリー ホーム）	—	223か所 (H25年度末)	140か所
児童養護施設	567か所	596か所 (H25年度末)	610か所
小規模グループケア	446か所	943か所 (H25.10)	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	269か所 (H25.10)	300か所
児童自立生活援助事業（自立援助ホー ム）	54か所	113か所 (H25.10)	160か所
ショートステイ事業	613か所	678か所 (H25年度末)	870か所
児童家庭支援センター	71か所	98か所 (H25.10)	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	38か所 (H25年度末)	47か所
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童 対策地域協議会）の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	69.2% (H24.4.1)	80%（市はすべて配置）
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所 (H21.4)	53か所 (H26.4.1)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

少子化社会対策大綱（平成22年1月閣議決定）の実施状況等

平成27年1月15日時点

項 目	子ども・子育てビジョン 策定時点 (平成20年度) ※もしくは当時の直近)のデータ	現 状 (平成25年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	1,639市町村 (H24.7.1)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	1,172市町村 (H24.7.1)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	8,201か所 H25年度実施状況 (市町村単独分含む) (市町村単独分はH24年度実績)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	738市町村 (H25年度交付決定ベース)	950市町村
一時預かり事業(注1)	延べ348万日	延べ406万日 (H25年度交付決定ベース)	延べ3,952万日
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	110か所 (H27.1.15)	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等 措置の普及率	25.3%	33.9% (H25年度)	33.3%
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	2,031企業 (H26.12末現在)	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	20.8% (H25年度)	40%超
学校教育関係			
大学等奨学金事業の充実			
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	100% (H25.3末現在)	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-50(政策13-施策④))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	少子化社会対策、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	<p>少子化社会対策に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ること等により国民の理解促進を図る。また、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。</p> <p>なお、子ども・若者育成支援に関する部分については、平成26年度から総合評価方式により実施することとしているため、本実績評価の対象外となるものである。</p>					
達成すべき目標	少子化社会対策に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	68	50	60	97
		補正予算(b)	—	3,008	3,008	—
		繰越し等(c)	—	△ 3,008	0(※)	/
		合計(a+b+c)	68	50	3,068	
執行額(百万円)	28	37	1,978			
			(※)前年度からの繰越額3,008と翌年度への繰越額3,008が相殺されている。			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	①子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	未達成
		69.2%	69.2%	71.4%	67.2%	63.1%	64.2%	90%	
	年度ごとの目標値	85%以上	75%	対前年度比増	対前年度比増	75%			
	②調査研究結果の有用性、活用状況の検証(ホームページのアクセス数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
27,040件		—	—	—	27,040件	17,933件	前年度以上		
年度ごとの目標値	—	—	—	前年度以上	前年度以上				

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査63.1%)。年代別にみると30代、60代及び70代の関心は高かったが、20代、40代及び50代は60%前後の割合であった。 ・調査研究結果については、少子化社会対策白書等への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなったところではあるものの、ホームページのアクセス数自体は目標には届かなかった。 ・測定指標①、②で目標が達成されていないことから、進展が大きくないと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成手段「少子化社会対策推進経費」においては、今後の施策立案に寄与することを目的として、「結婚・家族形成に関する意識調査」を実施した。この調査では、20代から30代の未婚者・既婚者の結婚、妊娠・出産、子育てについての意識の調査・分析を行い、その結果は、平成27年の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況(白書)に掲載されるなど活用されている。また、調査結果を広く公表することにより、国民意識の醸成を図るものである。 ・広報啓発事業については、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、「家族の日」「家族の週間」の実施に取り組んだ。具体的には、平成26年11月16日の家族の日に内閣府・神奈川県・横浜市の主催により「家族の日」フォーラムを開催し、延べ700人程度の参加があった。また、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰する「作品コンクール」を実施し、その表彰式を「家族の日」フォーラムにおいて行った。このほか、地方公共団体等にも連携・協力を呼びかけ、この週間に合わせて、各都道府県において、親子で楽しめる行事などが実施された。本達成手段は、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促し、それに取り組む社会を実現する上で、有効的に寄与したものと考えられる。 ・達成手段「地域少子化対策強化事業」については、我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した切れ目ない支援を行うことを目的に、結婚支援のための情報提供や子育て支援などの訪問相談など地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体に対する支援を行った。本達成手段は、地域における少子化対策を推進に寄与するものであり、有効的であると考えられる。 <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策に係る大綱に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合75%を目標としていたが、平成26年度は64.2%と前年度(平成25年度)(63.1%)をわずかに上回ったものの、目標値を下回ってしまった。年代別では、20代で1.4ポイント、40代で2.2ポイントそれぞれ前年より下がったが、前年6.1ポイント下がった30代で、今年は2.4ポイント上がるなど、子育て中の世代の関心割合がわずかながら上がっている結果であった。次年度においては、人々の関心をどこまで引きつけるかという点を踏まえつつ、施策に対する理解が図られるよう工夫した広報啓発に取り組んでいくことが重要であり、関心割合が前年度よりも下がっている20代及び40代をターゲットにして、特に関心を高めていくことが課題である。 ・また、調査研究結果の更なる活用がされることが課題である。 ・地域少子化対策強化事業について、平成27年度行政事業レビュー公開プロセスの論点を踏まえ、定量的な成果目標を設定し、地域の特性に合った少子化対策を図っていくことが課題である。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関する広報啓発により、国民の更なる理解の促進を図り、実施する調査については、結果の分析を行い、広く情報提供を行うとともに、今後の施策推進のために活用が図られるようにする。 ・理解促進事業について、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し、前年度よりも関心割合の下がった20代及び40代に対して特に関心が高まるよう工夫する。また、有効な情報提供手段であるホームページにより、引き続き積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。 ・また、国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であることから、引き続き実施することとし、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に行い、広く一般に周知を図っていくこととする。具体的には、平成27年度においては20代から40代の男女の結婚、妊娠・出産、育児、社会的支援、生活に係る意識等の国際比較を行うための「少子化社会に関する国際意識調査」を行い、その調査結果の公表により、施策に関し、少子化問題について理解と認識を深め、国民意識の醸成を図っていくこととする。 <p>(総合評価への移行)</p> <p>子ども・子育て支援の総合的推進に関する前述の目標は、内閣府を始めとする関係府省の政策が総合的に推進されることにより達成されるものであることから、子ども・子育て支援に係る各種施策が総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行うため、平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年度4月21日内閣総理大臣決定)に基づき、総合評価方式を取ることとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合」: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H27.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別、年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	子ども・子育て本部	作成責任者名	参事官(少子化対策担当)岡 朋史	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-----------	--------	------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-59(政策13-施策⑬))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成26年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	154	143	126	116
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	154	143	126	-
執行額(百万円)	108	106	110	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		-	-	-	-	40.3%	41.2%	95.0%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	90%	95%	-	
	自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	未達成
		90.0%	-	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	98.0%	
		年度ごとの目標値	-	90%	90%	95%	98%	-	
	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
活用状況等を確認		-	-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	活用状況等を確認	活用状況等を確認		
年度ごとの目標		-	-	-	活用状況等を確認	活用状況等を確認	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>広報啓発事業については、「インターネットによる共生社会に関する意識調査結果(報告書)」(H27. 3月:内閣府)によると、測定指標「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」に関する質問については41.2%と昨年度より若干増加したものの、26年度の目標値は達成できず、また「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」についても81.1%と昨年度より若干増加し高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(98%)を達成することができなかつたので、進展が大きくないと判断した。</p> <p>調査研究事業については、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測等を実施し、次期交通安全基本計画の策定に資する調査報告書を取りまとめた。</p> <p>また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態調査並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、各地方自治体へ還元した。</p> <p>次期計画の策定に資する報告書のとりまとめや、地方自治体等におき高齢者交通安全対策を推進する上でインセンティブ効果を与えたことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>以上、広報啓発事業と調査研究事業について総合的に判断し、進展が大きくないと判断した。</p>

施策の分析

○広報啓発事業
(有効性、効率性)

平成26年度の交通安全対策関係予算で春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画では、最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域提案型交通安全支援事業を平成25年度から推進している。

平成26年度については、岩手県大船渡市、新潟市、熊本県宇土市において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施、また、今後も大きな課題となる高齢者対策については、広島市、鹿児島県枕崎市において高齢者安全運転推進協力者養成事業を実施し、施策目標に対し有効的であったと考える。

また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)についても、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が他に浸透していけば、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしていくものと考えられ、ひいては国民全体の交通安全意識が高まっていくものと考えられる。

(課題等)

上記の意識調査結果によると、広報啓発事業に係る2つの測定指標における当年度目標値(95%以上)について、いずれも前年度より若干高い数値となったものの、達成することはできなかった。

一方で、交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲260人、▲70,120人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあわせて、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられ、内閣府の広報啓発事業を通じて、交通安全に関する意識を一層高め、「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」や「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」をいかに増加させていくかが課題である。

なお、上記2つの意識調査のいずれも、年齢層が高くなるにつれて交通安全への関心が高くなる傾向が出ており、毎年実施している春秋の交通安全運動が、国民の交通安全についての関心を徐々に高めることに寄与しているものと考えられる一方で、交通事故死者数の構成率が50%を超える高齢者の交通事故や、被害者だけでなく加害者ともなりうる自転車の交通事故などといった課題もあることから、内閣府においては、交通安全について、国民全体への広報啓発活動を引き続き実施してだけでなく、高齢者や自転車などといった課題に重点をおいた広報啓発事業も引き続き実施していく。

○調査研究事業
(有効性、効率性)

道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、次期交通安全基本計画の検討に資するため、今後の道路交通安全に関する基本政策について検討するとともに、道路交通事故に係る長期予測を併せて行うことを目的として実施しており、現在策定中の次期交通安全基本計画の検討資料の一つとしても有効活用されている。

また、高齢者の交通安全確保に関する地方自治体等の施策の実態調査については、少子高齢化が進む中で交通事故死者数の構成率の50%以上が高齢者となっており、各自治体の取組を後押しするためにも、各自治体における高齢者の交通安全施策に関する実態把握並びにその傾向の分析及び優良事例の選別を行い、情報共有することにより、高齢者の交通安全対策の促進を図ることを目的としており、本調査結果について地方自治体等に成果物を還元するとともに内閣府ホームページに掲載したところ、多くの自治体で高齢者の交通安全施策の参考とされており、報告書の事例を参考に新たに高齢者の交通安全施策の実施を検討している自治体もあるなど、高齢者対策についての問題意識の向上が図られたと考えられ、本調査は有効であったと考えられる。

(課題等)

調査研究事業のうち、道路交通安全に関する基本政策等に係る調査については、第10次交通安全基本計画策定以外にも調査内容を活用していただけるよう、ホームページの掲載方法について工夫して行く必要がある。

また、交通対策基礎調査の高齢者の交通対策確保に関する地方自治体等の施策の実態調査についても、地方自治体等における高齢者の交通安全対策を推進するインセンティブ効果を一層強化するため、調査内容の改善等を検討する必要がある。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>○広報啓発事業 【施策】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力で推進していくことにより、目標の達成に努める。 春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成しない割合である事実をも引用して地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。</p> <p>【測定指標】 広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値について、実績と目標値がかけ離れている現状を踏まえて検討し、適切な目標値を設定していく。</p> <p>○調査研究事業 【施策】 調査研究は交通安全対策に資するだけでなく、交通事故の発生状況や関連施策の今後の方向性、国民の注目度に沿ったものとなるよう留意しており、今後もその方針から逸れない調査内容を設定していく。 また、有用性・活用状況についても、費用対効果や地方自治体の交通安全対策を促す観点から、必要に応じて検証していく。</p> <p>【測定指標】 交通安全基本計画の策定に向けた検討状況や、設定した調査研究内容が他機関等に与えた影響等を検証することにより、有用性・活用性を高めていくとともに、必要に応じて地域などでの活用状況を検証し、次期調査研究課題の設定に寄与させる。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>『交通安全対策に関する調査研究』 http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/index-c.html</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------